

生活困窮者家計改善支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は北海道（総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。））とする。
ただし、自立相談支援事業を受託する者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 実施体制

事業の利用を希望する生活困窮者等からの申請に基づき、総合振興局等が利用を決定する。
なお、事業の利用に係る相談・受付業務、事業を利用する者に対する支援業務は、各総合振興局等が設置する自立相談支援機関（法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関。以下同じ。）において実施する。

4 支援の対象者

本事業は、次の（1）又は（2）に該当する者を支援の対象とする。

- （1）総合振興局等の管内に居住する生活困窮者のうち、多重（過剰）債務を抱え返済が困難になっている者、収入の多寡に関わらず家計の問題があり借金に頼らざるを得ない者などのうち、次のア～エの支援を必要とする者のうち、総合振興局等が決定した者。

ア 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

イ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

ウ 公的貸付制度の利用に向けた支援

エ その他総合振興局等が認めた支援

- （2）生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の11第1項に規定する特定被保護者に該当する者であって、（1）のア～エの支援を必要とする者のうち、総合振興局等が決定した者。なお、特定被保護者に該当する者とは、次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 被保護者の状況に照らして、将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者

イ 被保護者の状況に照らして、生活困窮者家計改善支援事業の利用が必要と認める者

5 事業内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者等の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

（1）支援内容

4に定める支援の対象者に対して、次の支援を実施する。なお、支援の対象者の要件に該当する

(案)

か否かについて疑義が生じた場合、必要に応じ総合振興局等へ確認することとする。

ア 家計再生プランの作成等

次のイ～オに記載する支援が必要な相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図り、家計を相談者自らが管理できるよう、家計再生プランの作成を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 公的貸付制度の利用に向けた支援

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

オ その他総合振興局等が認めた支援（外部FP等による専門的相談など）

(2) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う北海道社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。

なお、これらの公的貸付制度は市町村住民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

6 事業の利用手続き及び支援の決定

(1) 4(1)に該当する者の支援の流れ

家計改善支援員は、自立相談支援事業の相談員とアセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら次に掲げる流れにより支援を行う。

ア 支援の申込

自立相談支援機関は、対象となる生活困窮者の意向を確認し、プラン兼事業等利用申込書（様式1）を総合振興局等へ提出する。なお、様式1の家計改善支援事業の申込欄の備考部分に、5(1)イ～オに掲げる支援のうち、実施する支援を記載すること。

イ 支援の検討

総合振興局等は、提出された書類に不備がないか確認し、必要に応じて期限を定めた上で補正を求める。また、4(1)に定める支援の対象者に該当するか否かについて、審査を行うものとする。

ウ 支援の決定

審査により、事業の利用を可とした場合には、総合振興局等は「支援提供通知書」（様式

(案)

2)により、原則、自立相談支援機関を経由して、その旨を本人に通知する。

事業の利用を不可とした場合は、総合振興局等は、その旨をその理由とともに、原則、自立相談支援機関を経由して速やかに本人に通知する。

エ アセスメント

自立相談支援機関は、事業利用者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

オ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、事業利用者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、事業利用者の状況により柔軟に対応するものとする。

カ 支援調整会議への参加

家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

キ 家計再生プランの報告

作成した家計改善プランは総合振興局等へ提出することとする。

ク 支援サービスの提供

事業利用者の状況に応じて、5(1)イ～オに掲げる支援を提供する。

ケ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関の各支援員との情報共有を図る。

コ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(2) 4(2)に該当する者(特定被保護者)の支援の流れ

家計改善支援員は、総合振興局等とアセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら次に掲げる流れにより支援を行う。

ア 対象者の選定

総合振興局等において、対象となる被保護者の意向を確認し、当該被保護者に対して家計改善支援事業による支援を実施することが適切か否かを検討、特定被保護者候補者(以下「候補者」という。)として整理した上で、候補者は、特定被保護者対象事業利用申込書(様式第12号)に同意書(様式第2号)を添えて、総合振興局等に提出するものとする。

イ 情報共有

総合振興局等において、当該候補者の情報を自立相談支援機関に共有し、必要に応じて、総合振興局等は当該候補者に関する資料を自立相談支援機関に送付する。その際、総合振興局等は、「情報提供通知書」(様式第13号)により、速やかにその旨を当該候補者に通知する。

ウ 支援の検討

自立相談支援機関は本人との面談、総合振興局等を加えた面談等を実施し、総合振興局等は当該候補者の状況、本事業において提供する支援が当該候補者にとって適切と見込まれるか、自立相談支援機関の受入体制等の観点から、候補者への支援可否を自立相談支援機関と検討する。

エ 支援の決定

候補者が4(2)に定める支援の対象者に該当するか否かを審査した上で、総合振興局等は支援の実施の可否を決定し、特定被保護者として当該候補者への支援を決定したときは「支援提供通知書」(様式2)により、原則、自立相談支援機関を経由して、その旨を本人に通知する。

事業の利用を不可とした場合は、総合振興局等は、その旨をその理由とともに、原則、自立相談支援機関を経由して速やかに本人に通知する。

オ アセスメント

家計改善支援員は、事業利用者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

カ 家計再生プラン策定

家計改善支援員は、アセスメントの結果を踏まえて、事業利用者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、事業利用者の状況により柔軟に対応するものとする。

キ 家計再生プランの報告

作成した家計改善プランは総合振興局等へ提出することとする。

ク 支援サービスの提供

事業利用者の状況に応じて、5(1)イ～オに掲げる支援を提供する。

ケ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、総合振興局等との情報共有を図る。

コ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

7 実施状況の記録等

自立相談支援機関及び家計改善支援員は、本事業の利用手続きにおいて提出又は交付される書類について、その写しを保管すること等により、利用申込や支援決定等の状況を把握する。

また、「支援の経過記録シート」(様式3)により、支援の実施状況を記録するとともに、4(1)に該当する事業利用者については自立相談支援事業における基本帳票にも必要な事項を記録するものとする。

8 家計再生プラン等

- (1) 自立相談支援機関は、6により支援決定された者にかかる家計再生プランを作成し、総合振興局等へ提出するものとする。なお、家計改善支援事業による支援の期間は原則1年以内、また、5(1)イ～オに掲げる支援の回数は、原則として9回までとする。
- (2) 自立相談支援機関は、「家計改善支援事業支援実施状況報告書」(様式4)を用い、家計改善支援の状況を、支援実施月の翌月5日までに、総合振興局等へ報告する。
- (3) なお、家計改善支援事業実施にかかる費用は、別途定めるものとする。

9 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添5「家計改善支援事業の手引き」)のほか、厚生労働省や北海道が発出する関係通知や法令解釈等を参照すること。
- (2) 事業の実施に当たっては「家計相談支援事業の手引き」別冊に定める様式を使用すること。
- (3) 本事業は社会福祉事業に該当しないものであり、社会福祉法人が本事業を実施する場合は、公益事業の範囲に含まれると解されること。
- (4) 民間団体が本事業を実施する場合、委託料の対象経費の支出に係る証拠書類(領収書等)を保管するとともに、別途示す必要書類を備えることとする。
- (5) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
また、関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。
- (6) 本事業は生活困窮者自立支援法第3条第5項に規定される事業であり、本要領のほか、厚生労働省や北海道が発出する関係通知や法令解釈等を参照し、事業を実施すること。

「生活困窮者家計改善支援事業実施要領」の8 家計再生プランに定める費用は、次のとおりとする。

対 象	費 用
実施要領5(1)ア 家計再生プランの作成	・ 15,000円(税抜)以内
実施要領5(1)イ～オに掲げる支援	・ 1回につき5,000円(税抜)以内 ただし、1ケースにつき、原則9回以内とする。